

平成20年（2008年）8月29日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾 英文

収集の制限及び目的外利用並びに本人通知の省略に  
関する意見について（答申）

平成20年4月24日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

適当と認められる理由等

##### 1 収集制限の例外及び目的外利用の適否について

- (1) 平成18年3月に、国から「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示され、災害時などに避難支援が必要な要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に対しては、避難支援プランを策定し避難支援体制の整備を進めることとなっており、当該制度を構築することが地方自治体の喫緊の課題となっています。このガイドラインを踏まえ、災害時に、災害時要援護者の安否確認、避難誘導及び生活支援を的確に行うためには、平常時から災害時要援護者の所在情報等を把握し、関係機関において共有することが大切です。
- (2) 実施機関が、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集することが原則（姫路市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項）ですが、本人からの収集に要する時間と費用に鑑みれば、福祉総合システム等を利用して災害時要援護者を把握し、災害時提供用支援台帳を作成することは、ガイドラインの趣旨からみても合理的であり、相当の理由があると解され、条例第9条第4号に該当します。また、作成された災害時提供用支援台帳を消防局に提供し、共有することは、災害等への備えとして、災害時における情報伝達及び避難援助等の体制整備を図るためにも公益上必要があり、条例第9条第6号に該当すると解されます。
- (4) なお、個人情報の中でも特に慎重な取扱いを必要とする障害度や病歴等センシティブ情報が含まれていますので、行政内部で共有する際には、その旨を十分認識し、厳格な管理の下、適正な取扱いがなされるよう留意してください。

## 2 本人通知の省略について

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要すると解されますので、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。